

くらし百科



☎は問い合わせ先です

10月1日は「浄化槽の日」です

「浄化槽の日」は、浄化槽の普及促進を通じて生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質を守ることを目的として、昭和62年に制定されました。

現在の日本では、家庭の台所やトイレ、風呂、洗濯などで使用した生活排水が、水質悪化の主因となっています。排水をそのまま川などに流すと水が汚れ、臭気や生物に悪影響を与える結果となります。

浄化槽とは？

こうした生活排水をきれいにするのが浄化槽です。現在の浄化槽は下水道の終末処理場と同程度の処理能力を持ち、水環境や公衆衛生に効果的です。また、設置場所は自動車約1台分で済み、設置のための工事期間も10日間程度で完了します。長い管路が不要なことから復旧が容易なため、地震災害にも強いという利点があります。

浄化槽の維持管理を

優れた面の多い浄化槽ですが、適正に維持管理をしなければその能力を発揮できません。浄化槽は、微生物の力で排水の汚れをきれいにしています。そのため、塩素や硫黄の入った洗剤や入浴剤などは控えるようにしましょう。また、浄化槽の性能維持のため定期的な保守点検や清掃、法定検査を行います。

浄化槽設置補助金

本市では、浄化槽の普及を支援するための補助を行っています。公共下水道や農業集落排水事業区域外で、専用住宅に浄化槽を設置する方が対象です。ただし、別荘や建売住宅、貸家を建築する方などは対象外です。詳しくはお問い合わせください。

●**本年度の補助額**

- ・5人槽 231,000円
- ・7人槽 282,000円
- ・10人槽 366,000円

☎生活環境課 ☎22-1314

子育て応援特別手当の支給を行います

国の経済危機対策に基づき、本年度に限り「子育て応援特別手当(平成21年度版)」の支給を行います。

これは、本年度において、小学校就学前3学年の子(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子)一人当たり36,000円を、世帯主に支給するものです。

支給に当たっては、平成21年10月1日を基準日とし、基準日の住民登録市町村から支給します。

対象となる世帯には、12月中旬に申請書を郵送します。

ドメスティックバイオレンス(DV)被害者の方へ

DV被害者で、支給対象児童と一緒に住民登録地から離れて生活している方は、10月1日(木)から30日(金)の間に、実際に居住する市町村で事前申請することが出来ます。詳しくは、市町村窓口にご相談ください。

申請に必要な書類

- ・DV被害者であることが確認できる書類(配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所が発行する証明書、保護命令決定書の謄本など)
 - ・振込口座の通帳の写し など
- ☎子ども家庭課 ☎22-1363

毎月第3日曜日は白石市「家庭の日」です

「明るい家庭づくりを進めよう!」

例えばこんな「家庭の日」を心掛けてみませんか?

- ①家庭の絆はまず「会話」から 家庭の団らんや話し合いの時間を作りましょう。
- ②家族そろって「いただきます」 家族みんなで食事をする機会を持ちましょう。
- ③家族の中で「役割分担」 家事の分担をしてお互いを支え合いましょう。
- ④地域は「知恵の宝庫」 家族みんなで地域の行事に参加しましょう。
- ⑤家族の「思い出づくり」 家族でスポーツやレクリエーションを楽しみましょう。

「白石市青少年健全育成市民のつどい」を開催します

皆さまお誘い合わせの上、お子さまも一緒にぜひご参加ください。入場は無料です。

●**日時** 11月14日(土)13時~

●**場所** 中央公民館 大ホール

●**内容** 我が家の「家庭の日」実践発表会や「家庭の日」絵画ポスター・作文の表彰式 など

☎青少年相談センター
☎青少年のための白石市民会議
☎22-1342

道路上に張り出している樹木せん定をお願いします

沿道に植えてある樹木の自己管理をお願いします

個人が所有する土地の樹木などが、歩道や車道まで張り出している状況が見受けられます。

これは、歩行者や自動車の通行の妨げとなるほか、交通事故の大きな要因にもなります。張り出した樹木については、その土地の所有者が管理することになっていきます。万が一、枝の落下などが原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることがあります。

通行者の安全確保と、事故の未然防止のため、所有地の樹木のせん定や伐採などの管理をお願いします。

☎建設課 ☎22-1326

10月は児童手当の支給月です

平成21年6月分から9月分までの児童手当を、受給者の方へ振り込みます。10月5日以降、該当する金融機関でお受け取りください。

※現況届をまだ提出していない方は、金融機関への振り込みができません。至急手続きをお願いします。

☎子ども家庭課 ☎22-1363

10月19日から25日は秋の行政相談週間です

総務省では、行政相談制度の利用促進を図るため、行政機関や独立行政法人、特殊法人などへの苦情や意見、要望といったご相談に応じ、その解決のお手伝いを行っています。

本市では、行政相談員の島貫征夫さんと梶川みつ子さんが、市庁舎での定例相談のほか、自宅で皆さまのご相談に随時応じています。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。ぜひご利用ください。

※10月の定例相談は31ページをご覧ください。

巡回行政相談所を開設します

●**日時** 10月17日(土)13時~15時

●**場所** 福岡公民館

☎生活環境課 ☎22-1314

「行政書士による無料法務相談会」を開催します

●**日時** 10月10日(土)10時~15時

●**場所** ショッピングセンター サンコア2階会議室 (柴田町西船迫2丁目)

●**相談内容** 相続、遺言、成年後見制度、契約問題など

☎宮城県行政書士会
☎仙南支部 福島
☎0224-59-3277

無料調停相談会を開催します

裁判所の調停委員が相談に際し、調停の仕組みや申し立ての仕方などについてもご説明します。相談は無料で、予約も不要です。

秘密は厳守されますので、気軽にお越しください。

●**日時** 10月17日(土)9時~15時

●**場所** 村田中央公民館3階(村田町大字村田字西田28)

●**相談内容** 離婚、養育費、遺産分割、土地・建物、消費者金融、交通事故などの問題

☎大河原調停協会事務局(仙台家庭・地方裁判所大河原支部内)
☎0224-52-2101

ドライバーの皆さまへ

9月と10月は自動車点検整備推進運動強化月間です

人間の健康診断と同じように、自動車も健康診断が必要です。車の状態を把握し、安心して乗り続けるために日常点検や整備を行いましょ。自動車の点検・整備についてはホームページをご覧ください。

☎東北運輸局宮城運輸支局
☎022-235-2513
・ホームページURL
www.tenken-seibin.com

会社を辞めたときは国民年金の手続きが必要です!

退職(失業)したときは、第2号被保険者(厚生年金など)から第1号被保険者(国民年金)への変更の届け出が必要です。

また、配偶者を扶養していた場合は、第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)から第1号被保険者への変更の届け出も必要です。

平成21年度の国民年金の保険料は、月額14,660円です。納付書は手続き後に郵送され、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付できます。また、口座振り替えやクレジットカードでの納付も利用できます。

●**月々の保険料の納付が難しいときは?**

退職により保険料の納付が困難な場合には、「**特例免除**」の制度があります。

通常の免除には、本人や配偶者、世帯主の前年中の所得が一定額以下である必要がありますが、特例免除の場合は、退職した方の所得は除外されます。

●**手続きに必要な物** ①印鑑、②年金手帳、③退職していることを確認できる公的機関の証明

☎大河原社会保険事務所
☎0224-51-3113
市民課 ☎22-1312

毎月の保険料の納付が難しいときは、**まずお問い合わせください。**